

学生支援

TOHOKU UNIVERSITY
GAKUSEISHIEN
DAYORI

2016.7.12 No.

5

だより



CONTENTS

P1	P2	P3	P4
●懲戒関係例規の改正について	●アルバイト先での注意事項 ●飲酒は20歳になってから!節度ある飲酒を!	●自転車・バイク等の盗難が多発しています ●交通事故に気を付けましょう	●学生相談所からのアドバイス ●障害のある学生を支援する取り組みについて ●障害のある学生を支援するサポーターを募集しています

懲戒関係例規の改正について

学生が犯罪や不正行為を行った場合には、一般の社会人と同様に法的な処分の対象となりますが、大学では法的処分とは別に教育的指導の観点から、非違行為を行った学生に対して懲戒処分を行います。非違行為の種類及び懲戒の種類については「学生の懲戒等に関する取扱指針」に標準例を定めていますが、この指針は10年以上前に制定したものであり、当時と比べて現在の学生を取り巻く生活環境は大きく変化しているため、内容を見直し、7月1日より適用しています。学生の皆さんには、日ごろから他者の人権を尊重すること、法令順守の精神を持つこと、そして東北大学生として良識と責任のある行動を求めます。

懲戒の種類

戒告

学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう注意すること。

停学

一定期間学生の履修を禁止すること。

退学

本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。

懲戒の標準例(ただし、これによりがたい場合には、この限りではありません。)

区分	非違行為の種類	懲戒の種類
犯罪行為等	強盗、放火	退学
	窃盗、傷害、暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は戒告
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	未成年者の飲酒(ほう助を含む。)	停学又は戒告
	ストーカー行為	退学又は停学
	強姦、強制わいせつ、児童買春・児童ポルノに係る行為、痴漢行為(のぞき見、盗撮行為などを含む。)、青少年保護育成条例違反	退学又は停学
	建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学又は停学
	コンピュータ、ネットワーク等の不正又は不適切使用	退学、停学又は戒告
	他人を傷害するに至らない暴力行為などの犯罪行為	停学又は戒告
道路交通法違反等	無免許運転、飲酒・酒気帯び運転(ほう助を含む。)、暴走運転などの交通法規違反	退学又は停学
ハラスメント行為	セクシュアル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等	退学、停学又は戒告
勉学・研究での不正行為	本学が実施する試験等における不正行為	退学、停学又は戒告
	学位論文又は学会発表若しくは論文発表等の学術活動における不正行為	退学、停学又は戒告
情報漏えい行為	授業又は実習等で知り得た秘密情報(個人情報を含む。)を漏らす行為	退学、停学又は戒告
本学の管理運営等を妨げる行為	本学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損、不法改築等	停学又は戒告

備考 処分量定については、個別の事案の内容や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。

アルバイト先での注意事項

昨年行った「第11回東北大学学生生活調査」の結果によれば、本学学生の約8割がアルバイトを経験し、アルバイトは学生生活の一部となっているようですが、他大学において、ある運動部に所属する学生がアルバイト先の飲食店に来店した部員に、レジを不正操作するなどして正規の値段より安く食事を提供していた事件がありました。このような行為はアルバイト先に損害を与えるだけではなく、自身や自身の所属する組織の信用を失墜させてしまいます。また、今回の事件を受けて、事件を起こした学生が所属する部・サークルは活動停止処分を受けています。アルバイトをしている皆さんは自分自身の勤務態度を振り返り、社会のマナーやモラルに欠ける行為は慎みましょう。

その一方で、授業の日でもシフトを入れられてしまう、残業代が支払われない等のトラブルが増えており、社会的に問題となっています。学期末試験終了後は、長期休暇を利用してアルバイトをする学生も増えると思いますので、この機会に厚生労働省の「学生の皆さんへ アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」等を読み、アルバイトをする上で参考としてみてください。また、アルバイト先で予期せぬトラブルが起きた時には、決して一人で悩まず周囲の人、労働相談窓口、学生相談所等に相談しましょう。

厚生労働省

学生の皆さんへ
アルバイトをする前に
知っておきたい
7つのポイント



学生アルバイトの
トラブルQ&A



労働相談窓口

●仙台市内の相談窓口

(午前9時～午後5時 ※土・日・祝日・年末年始除く)

宮城県労働局総合労働相談コーナー…022-299-8834

仙台総合労働相談コーナー……………022-299-9075

●夜間・土日の相談窓口

(月・火・木・金:午後5時～午後10時、土・日:午前10時～午後5時)

「労働条件相談ほっとライン」……………0120-811-610

女性の相談員が
います。

解決策を一緒に
考えましょう!

相談にきて
よかった～



飲酒は20歳になってから!節度ある飲酒を!

夏休み中に旅行やクラブの合宿・遠征などに行く学生が多くなりますが、これに伴い懇親会等で飲酒する機会が増えると思います。特に普段とは異なる開放感から飲酒量が増え、命に係わる重大な事故に発展することもあります。毎年、飲酒による残念な事故が起きているので、未成年飲酒禁止(飲まない!飲ませない!)及び飲酒強要禁止を厳守し、お酒の席では同席する友人やメンバー等に注意を払い、飲酒事故のないようにしてください。

禁止事項

未成年者(20歳未満)の
飲酒

飲酒強要
(アルコールハラスメント)

イッキ飲み・コール
(はやしたて)

体調が悪くなったり、
酔いつぶれた人が出たら

ひとりにしないで
2人以上で介抱する。

横向きに寝かせ、
毛布などで体温低下を防ぐ。

こんなときは迷わず
救急車を!

● 体温が低下して全身が冷たい。

● 息苦しそうにしている。
大いびきをかいている。

● 呼びかけても、身体を揺すっても
反応しない。

自転車・バイク等の盗難が多発しています

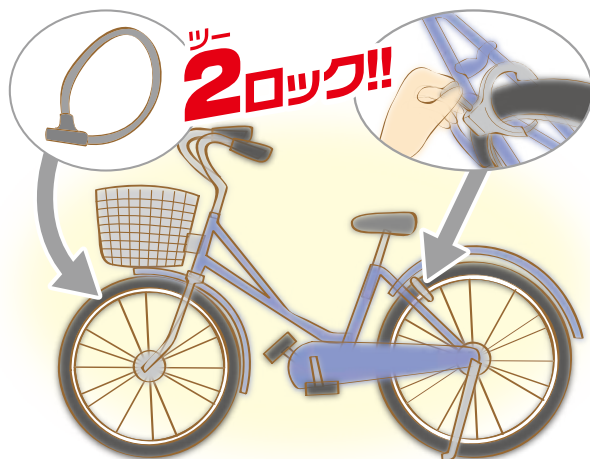
今年4月から6月までに川内北キャンパスで自転車やバイクの盗難事件が届け出のあったもので11件発生しており、被害は5月の連休明けから多発しています。被害に遭ったケースは「授業で急いでいたため鍵をかけ忘れた」、「学校の中なので施錠しなくても大丈夫だと思った」、「鍵をかけずに数日間置いておいたらなくなった」など、施錠を怠り盗難に遭っているものがほとんどです。自分の自転車は大丈夫だろうと油断せず、①自転車・バイクは必ずツーロック（2ヶ所施錠）、②定められた駐輪場にとめる、③長期間同じ場所に置いておかない、この3点を守りましょう。特に夏休み中は自転車・バイクを大学に置きっ放しにせず、盗難防止に努めましょう。

■ 自転車・バイクの盗難件数

区分	自転車	バイク	計	前年比
4月	0	0	0	-1
5月	3(2)	2(2)	5(4)	+4
6月	4(4)	2(2)	6(6)	+3
計	7(6)	4(4)	11(10)	+6

() は、施錠無しで内数

また、川内北キャンパスでは、財布などの貴重品の盗難についてもたびたび報告があります。貴重品は常に携帯するようにしましょう。



貴重品の盗難事例

- トイレに行ったとき、ポケットから財布をだし、そのまま忘れてきてしまい、取りに戻ったがなくなっていた。
- 自習室や体育館の更衣室に財布の入ったバッグを置いてその場所を離れ、お札を抜き取られてしまった。

交通事故に気を付けましょう

■ 本学学生の交通事故件数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2013	2	6(4)	4(1)	1(1)	1(1)	1	3(2)	4(3)	1	3(1)	1	2(2)	29(15)
2014	3(2)	3	2	4(1)	2	0	5(1)	5(4)	6(2)	2(2)	0	2	34(12)
2015	1	3(2)	3(2)	0	2(2)	2(2)	2(1)	0	2(2)	0	0	1	16(11)

() は、救急搬送された件数で内数

上記の表は2013年4月から2016年3月までに発生した本学学生の交通事故件数です。2016年度については、4月から6月までに届け出のあった交通事故が10件であり、そのうち7件が救急搬送され、近年の同時期における救急搬送の数としては最も多くなっています。事故の半数以上は交通ルール違反及びスピード超過による自損事故です。また、最近では事故の被害者ではなく、加害者になるケースが目立ってきていますので、全員加入が原則となっている学研災・学研賠のほかに任意保険に加入することをお勧めします。

夏休み中は旅行やクラブ活動などで遠方に行く機会が多くあると思います。特に自動車やバイク等を利用する場合には、余裕を持ったスケジュールを組み、過酷な日程や天候での運転などをしないようにしましょう。

事例1

原付バイクで坂道を下っている時、スピードを出し過ぎてカーブを曲がり切れず転倒し、救急搬送された。

事例2

自転車で坂道を下っている時、スピードを出し過ぎて自転車同士で出会い頭に衝突し、相手の方が意識不明の重体で救急搬送された。

学生相談所からのアドバイス

～夏休みの過ごし方について～

学生の皆さんにとって、夏休みは、前期の授業を終えてほっと一息できる期間でしょう。まずは頭と体をゆっくり休め、自分の時間を大切にしてください。同時に、夏休みは、部活やサークルの合宿、アルバイト、旅行等、様々なことを経験できるチャンスでもあります。ぜひいろいろなことにチャレンジし、自分の幅を広げてほしいと思います。

ただ、その中でも、充実した夏休みを送るために以下のようなことに気を付けましょう。

- 一定の生活リズムを保ちましょう …… 後期の授業にスムーズに入れるように
- トラブルが生じたら早めに大学に連絡・相談を …… バイトや旅行先等でのトラブルに注意
- 節度ある行動を心がけましょう …… 合宿等の集団場面・飲酒時の言動に注意

学生相談所は、夏休み期間中も開室しています（お盆休み期間中を除く）。困ったことや悩みが生じたら、ぜひご相談ください。また、今年度、英語でのカウンセリングに対応できる相談員が赴任しましたので、ご希望の方はご利用ください。

障害のある学生を支援する取り組みについて

学生相談・特別支援センター特別支援室では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害、精神障害などの障害があることにより修学・生活上のつまずきや問題、悩みなどを抱える学生への支援を行っています。

困っていること、悩んでいることがありましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

< 特別支援室の取り組み >

障害種別	支援内容の例
共通	授業・試験時における配慮内容の検討
視覚障害	活字媒体の点訳・電子データ化および提供
聴覚障害	授業、オープンキャンパスにおける要約筆記
肢体不自由	負担が少なく歩きやすいキャンパス内の動線の確認
発達障害	履修計画のサポート、修学・生活面の継続的な相談

障害のある学生を支援するサポーターを募集しています

特別支援室では、障害のある学生の支援に携わる学生サポーターの募集・養成を行っています。現在、身体障害のある学生や、キャンパスを訪れる方に活用していただく「バリアフリーマップ」の作成に重点的に取り組んでいます。興味、関心のある学生の方はぜひご連絡ください。

学生相談・特別支援センターの連絡先

● 学生相談所

Tel. 022-795-7833
Mail gakuso@ihe.tohoku.ac.jp

● 特別支援室

Tel. 022-795-7696
Mail t-sien@ihe.tohoku.ac.jp

障害のある学生さんをサポートする
**学生サポーター
養成講座を開催します**

空きコマを使って、バリアフリーマップ作りやノートテイク等の活動に協力して下さる方を募集しています。
活動には養成講座の受講、サポーター登録が必要となりますので、関心のある方はぜひご参加ください！**登録申し込みは、7/29(金)までに下記連絡先へお願いします。**

日時：平成28年8月4日（木）13:00～16:50
8月5日（金）9:00～16:30
場所：川内北キャンパス（詳細は後日案内します）

8/4(木) 13:00～16:50

13:00～ 開会
13:10～14:00 障害者をめぐる動向・サポーターの役割について
14:10～15:00 大学における取組の実際（学生相談・特別支援センター 長尾博先生）
15:10～15:55 内部障害学生の経験と支援（保健管理センター 水田孝幸先生）
16:05～16:50 肢体不自由学生の経験と支援（学生相談・特別支援センター 佐立芳真先生）

8/5(金) 9:00～16:30

9:00～10:30 聴覚障害学生の経験と支援（宮城教育大学 松崎文生先生）
10:40～11:40 発達障害学生の経験と支援（学生相談・特別支援センター 吉武清貴）
13:00～15:00 視覚障害学生の経験と支援（宮城教育大学 長尾博先生）
15:10～16:15 昼とめ
16:15～16:30 修了証授与式・閉会

連絡先：東北大学 特別支援室
電話：022-795-7696
Mail：t-sien@ihe.tohoku.ac.jp